

2017.7.26

相模原障害者施設殺傷事件 1 年を迎えて

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

昨年 7 月 26 日の相模原障害者施設殺傷事件から 1 年を経ます。この惨事は過去に類例がないほど残虐なものでした。被害にあわれて亡くなられた方には衷心よりお見舞い申し上げますとともにご遺族にはお悔やみ申し上げます。また、傷害を受けられた方との惨事を経験されたみなさまには一日も早い心身のご回復をお祈り申し上げます。

事件の背景や真相はなんであったのでしょうか。事の重大性を認識した厚生労働省も、早速再発防止検討チーム（座長山本輝之・成城大教授）を立ち上げ再発防止の方策を種々検討しましたが、措置入院制度の見直しや退院後の支援といったことに終始する弥縫策（びぼうさく：一時的にとりつくろう）に終わってしまいました。

また、世間では事件のことが過去のものとして忘れられてしまうかの風潮があります。一人の人格を否定してしまう優性思想や障害者を排除する社会は、この事件の特性だけでは語れません。当事者、家族そしてひとりの人間として、いかなることがあっても二度とあのような事態を起こすことは許すことはできません。突き詰めていけば、この問題は本来刑事政策ないし、司法モデルとして考えていかなければならないことです。

犯罪防止と、精神科医療、優生思想といった偏見は縦分けて（いわれ）考えていかななくてはならないでしょう。過去に優生思想の持主によって大量殺戮が行われるという不幸な歴史がありました。いわゆるナチスドイツのユダヤ人大量殺戮です。ナチスの作った国民優生法は日ならずして日本に輸入され日本版国民優生法の制定となった（昭和 15 年）戦後日本も民主国家となり国民優生法も問題視されました。確かに名称は優生保護法と改められたが、ハンセン病や精神病がその対象から外れることはありませんでした。この法律を変える原動力となったのは、ハンセン病の患者の方々など関係者と精神障害者の家族会です。それは戦後 50 年もたった 1996 年のことでした。今度は母体保護法と名称からも優生という文言が消え、ハンセン病や精神病もその対象から外れました。

障害の前に、一人の人格が、本当に一市民として尊重され、受け入れられているのであれば、事件の解明や対策には欠かせないはずです。私たちの中に、良心的な思いから無意識の差別を生んでいるということはないのでしょうか。

事件の解明はしないかもしれませんが、忘れずに語り続けていくことが大切です。障害者権利条約のいう権利保障は、実はすべての人の人権基準の要でもあります。精神科医療や福祉の名による隔離収容型政策を許すのであれば、人権の原理原則は形骸化し、無意識の偏見・差別や再び容疑者のような考え方を生んでしまうのではないのでしょうか。このことを無視しては、事件の特異性にのみ目を奪われ、問題の本質を追求しきれません。

最後に、世間がこの事件を忘れることは、障害者差別につながっているのかもしれないと自らに問うています。